

### (基準の特例)

**第47条** この章の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

### 【解釈及び運用】

本条は、条例第5章に規定する消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準の特例を規定したものである。

- 1 条例第5章の規定は、一定の条件を予定して定められた画一的な基準である。これらの基準を個々の防火対象物に適用しようとする場合に、ときによっては必ずしも適当でない場合が生じてくるため、次に示す特殊な事情があると認められた場合に限り、技術上の基準について特例を認めることができるものとしている。

#### (1) 防火対象物の実態により安全確保される場合

防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認められるとき、特例の対象となる。

#### (2) 予想しない特殊な消防用設備等その他の設備を用いることにより緩和される場合

現行法令によって設置する消防用設備等はその種類も限定され、かつ、規格省令等の規格に適合するものでなければならないこととされている。しかし、科学技術は、日々急速な進歩をとげており、将来非常にすぐれた設備が発明されることも予想される。

したがって、そのような新しく発明された機械器具や、研究開発された規格省令等の規格に適合しない消防用設備等であっても、それを設置した場合、この章の規定による消防用設備等と同等以上の効力を有すると認められたとき、特例の対象となる。

- 2 特例を適用するか否かは、消防長又は消防署長の判断によるものであり、防火対象物の関係者又は消防用設備等の設計者等の判断によるものではない。

なお、本条の特例を適用する前提としては、あくまでも物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、単に防火対象物における防火管理が適切に行われているというような主観的な要素は特例の適用の要件にならないものである。

- 3 本条の規定は、消防長又は消防署長の責任と判断に基づき適用されるものである。しかしながら、その運用が統一性を欠くものである場合には結果として行政の不均衡を生じ、場合によっては消防行政の不信感となって現れることも考えられるため、適用に当たっては、慎重な配慮が必要である。